

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例施行規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例（以下「条例」という。）の施行に伴い、一定の要件を満たすものとして知事が指定する施設（以下「指定施設」という。）の指定の申出の方法その他条例の施行に関し必要な事項を定める。

2 規則の概要

(1) 趣旨	この規則は、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(2) 指定施設の指定	指定施設の指定申出書の様式及びその添付書類を定める。
(3) 周辺整備計画の協議	周辺整備計画の協議書の様式及びその添付書類を定める。
(4) 交付金の交付対象から除かれる者	産業廃棄物処理施設周辺整備事業交付金の交付対象から除かれる者を定める。
(5) 施行期日等	ア 施行期日は、公布日とする。 イ 鳥取県事務処理権限規則について、条例の施行に伴う所要の規定整備を行う。